



☑お願いします。

接骨院・整骨院に通う際に確認しましょう【チェックリスト】

日付： 年 月 日

接骨院・整骨院は、医療機関と異なり『保険適用の範囲』が厚生労働省で決められています。

《厚生労働省の示す保険適用の範囲》

外傷性が明らかな※骨折・※脱臼・打撲・捻挫であり内科的原因による疾病は含まれないこと。

外傷性とは関節等の可動域を超えた捻れや外力によって体の組織が損傷を受けた状態を示すものでありいずれも体の組織が慢性に至っていないものであること ※骨折・脱臼については応急手当以外は医師の同意書が必要です

※上記以外は健康保険の利用ができないため、自費となります

※下記チェックリストは当組合で作成していますが、内容は主に厚生労働省通知・健康保険組合連合会リーフレットより抜粋し作成しています。

<input type="checkbox"/>	骨・筋肉・関節のケガや痛みでその負傷原因がはっきりしている
<input type="checkbox"/>	疲労性・慢性的要因からくる肩こりや筋肉疲労ではない
<input type="checkbox"/>	スポーツなどによる肉体疲労ではない
<input type="checkbox"/>	脳疾患などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術ではない
<input type="checkbox"/>	保険医療機関（病院・診療所など）で同じ負傷等の治療中ではない
<input type="checkbox"/>	リウマチ・関節炎などの病気による痛みではない
<input type="checkbox"/>	労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷ではない
<input type="checkbox"/>	施術が長期間になっていない ※施術が長期にわたる場合は内科的要因による疾患も考えられますので医師の診察をうけましょう（4か月以上の通院は文書照会の対象となります）
<input type="checkbox"/>	負傷原因【いつ・どこで・なにをして・どうなったか】を正確に伝える
<input type="checkbox"/>	ついでに他の部位（今回の負傷部位以外の部位）の施術は健康保険では受けない
<input type="checkbox"/>	施術所から提示される「療養費支給申請書」は内容（負傷名・日数・負傷原因・金額）をよく確認してから署名する
<input type="checkbox"/>	領収書・明細書は保管する ※窓口支払いの領収証は無料で発行されます

メモ・備考欄（ケガの原因・負傷部位など、初診の際にメモをお願いします。）

★正しい保険給付をするためには皆様のご協力が必要不可欠です。

気持ちよく、正しく保険証を利用いただきますようご協力お願いいたします★

※接骨院で保険適用範囲であると判断されても、健保組合が厚生労働省の通知に基づく審査により自費となる施術と判断した場合は全額自己負担となることがあります。

※お問い合わせさせていただく場合がありますので、領収書とあわせて保管をお願いします。